



Japan.
Monozukuri

ジャパン・パビリオン 出品案内書

mta
VIETNAM

《ベトナム最大級の製造業関連展示会》

[開催地] ベトナム・ホーチミン

[会期] 2025年7月2日(水)～5日(土)

出品申込完了締切

2025年4月11日(金) 日本時間17:00

日本貿易振興機構(ジェトロ)



※全体運営等について主催者から変更の要請・指示があった場合、
ジェトロは出品案内書に記載の内容を変更させていただく可能性があります。

はじめに

「MTA Vietnam 2025」はベトナム最大級の製造業関連展示会です。

ジェトロは、本展示会にジャパン・パビリオンを設け、ベトナム市場への新規参入・販路拡大を目指す日本企業を対象にして、出品者を募集します。

ベトナム経済は、2024年の実質GDP成長率が7.09%となるなど、輸出の好調と内需の拡大が経済をけん引しています。2019年以降、米中貿易摩擦や人件費の高騰を受け、日本や中国からASEANへの生産移管が顕著に増加しており、24年度にJETROが実施した海外進出日系企業実態調査によると、中国からASEANへ移管した日系企業のうち約51%がベトナムを移管先として選んでいます。生産拠点として高い注目を集め成長著しいベトナムにおいて、自社製品の技術・製品をアピールする絶好の機会として、是非とも本パビリオンへの出品をご検討ください。

本見本市へのパビリオン組成が皆様の海外展開の一助となり、ひいては我が国経済の持続的な発展に寄与できれば幸いです。皆様のご応募をお待ち申し上げます。

1 MTA Vietnam 2025概要

展示会名	MTA Vietnam 2025
会期	2025年7月2日(水)～5日(土)
開場時間	9:00～17:00
会場	ベトナム・ホーチミン Saigon Exhibition & Convention Center (SECC)
対象出品物	金属切削、金属成形、工具・工作物保持具、測定機器、産業用機械・部品等
主催者	Informa markets
規模	16,000 m ² (2024年実績)
出展者数	23カ国・地域、470社 (2024年実績)
来場者数	15,552人 (2024年実績)
特徴	1. ベトナム最大級の製造業関連展示会 2. 出展企業の74%が海外企業(非越企業) 3. 来場者の90%がベトナム企業



●会場外観 -----

※2025年2月時点での情報です。
今後変更の可能性があります。

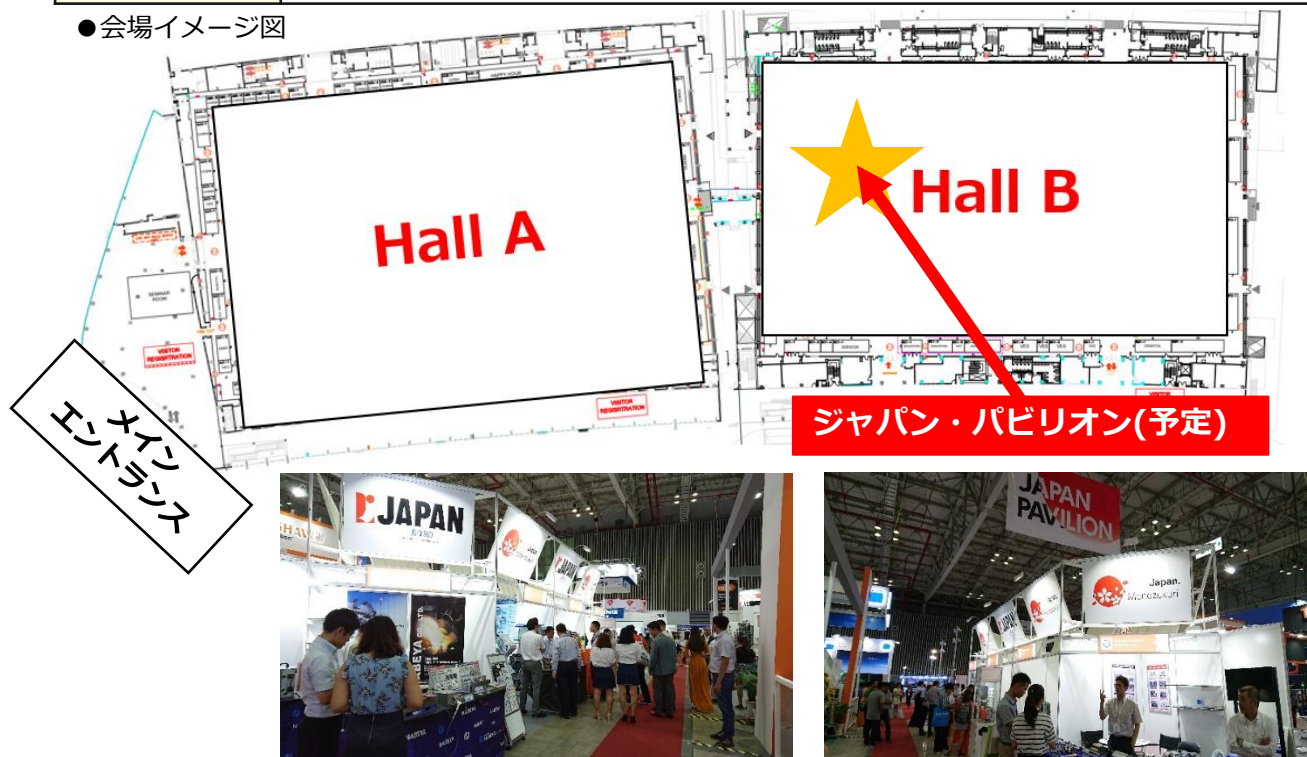
2 ジャパン・パビリオン概要

今回、ジャパン・パビリオンは通常ブースと特設ブースの2種類のブースを設定します。

(1) 全体

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
募集企業数	計15社 ※通常ブース（9㎡/小間：10社）、特設ブース（6㎡/小間：5社）
ブース位置	Hall B（BB4-1, BC4-1）（予定） ※会場奥側のホールに設置。（以下イメージ図参照）
面積	180㎡（予定）

●会場イメージ図



●前回のジャパン・パビリオン

(2) 通常ブース

募集分野	MTA Vietnam 出展対象物に準ずる (1.MTA Vietnam 2025概要 をご参照ください)
募集企業数	10社 ※募集状況によって変更の可能性がございます。
面積	9㎡/小間（予定） ※募集状況によって変更の可能性がございます。

2 ジャパン・パビリオン概要

(3) 特設ブース概要 **NEW**

【1】背景

我が国のものづくりは、生産現場における熟練技能者の存在等によって、高い生産性に強みを持っています。製造事業者は、更に生産性を高めるべく、デジタル技術を活用した製造管理の最適化(製造業DX)の取り組みを進めています。

また、ベトナムの製造業は、デジタル化と自動化を通じてさらなる成長を目指しており、政府と企業の協力によってその実現が期待されています。ベトナム政府は国家レベルで「2030年を見据えた2025年までの国家DXプログラムの導入」を推進しており、2030年までにデジタル経済がGDPの30%以上を占めることを目指しています。

このような状況下、ジェトロは、我が国ものづくり企業の製造業DXを通じた海外展開を支援するとともに、拡大が見込まれるベトナム市場ニーズの獲得・取り込みを推し進めるべく、「Manufacturing DX Area」と銘打って、パビリオン内に製造業DXをテーマとした特設ブースを設置します。

製造業DXの関連技術・サービスをお持ちの事業者の皆様におかれては、海外販路拡大の足掛かりとして是非この機会をご活用いただきたく、ご案内申し上げます。

【2】概要

ブーステーマ	Manufacturing DX Area
募集分野	製造業DXおよび関連技術・サービス ※
募集企業数	5社 ※募集状況によって変更の可能性がございます。
面積	6㎡/小間 ※募集状況によって変更の可能性がございます。

※製造業DXとは

「顧客価値を高めるため、製造分野で利用されている製造装置や製造工程の監視・制御(OT)などのデジタル化を軸に、ITとの連携により製品やサービス、ビジネスモデルの変革を実現すること」

(独立行政法人情報処理推進機構(IPA)社会基盤センター「製造分野DXの理解」より抜粋)

●例●

AIによる生産計画や製造工程の最適化、遠隔地からリアルタイムでの製造工程管理や品質管理等

3 ジャパン・パビリオン出品のメリット

プレゼンスと集客力

高い技術を有する日本の企業が集まるジャパン・パビリオンは、自社の単独出展に比べ、「オールジャパン」をアピールすることで集客が期待されます。

出品費用が割安

単独で出展する場合は、出展費に加え、個別で行う装飾や広報活動など多くの予算が必要となります。ジャパン・パビリオンでは、統一デザインによるブース装飾など一括して行いますので、費用が抑えられます。また中堅・中小企業においては、補助金等の活用により、更に費用を抑えた出品が可能です。

出品手続きの安心サポート

お申込みから参加にいたる手続きをジェットロがサポートします。初めて海外見本市に出品される方でも安心してご参加いただけます。

充実した支援内容

通常ブース・特設ブース共に、以下のサービスをジェットロから提供いたします。商談マッチングサービスは主催者が提供するビジネスマッチングに加えて、ジェットロからもご提供します。またジャパン・パビリオン出品企業のカatalogも作成し、日本国内だけでなく、現地メディアにも広報させていただきます。こちらは次ページにてご案内しております[4.出品料](#)にすべて含まれておりますので、是非この機会をご活用ください。



商談マッチングサービス

カタログの作成・会期中の配布

現地メディアへの広報

4 出品料・サービス（不課税）

1. 基本パッケージ

通常ブース	中堅・中小企業料金（費用補助あり）	9㎡ 577,000 円（1小間）
	一般料金（費用補助なし）	9㎡ 865,000円（1小間）
特設ブース ※製造業DX関連企業のみ申込可。	中堅・中小企業料金（費用補助あり）	6㎡ 387,000円（1小間）
	一般料金（費用補助なし）	6㎡ 582,000円（1小間）

【全社共通】

- 1小間(展示スペース) ※通常ブース：9㎡、特設ブース：6㎡
- ブースの統一デザイン
- 共通設備等維持管理費（一定量の電気代及び電気工事費含む）
- 来場者向けジャパン・パビリオン広報活動
- 主催者、運営会社等との事務手続きサポート
- 出品に関する事務費
- 基本的な現地マーケット情報、規制情報等の提供
- 以下の備品（予定）

	通常ブース	特設ブース
蛍光灯	2	2
5A/220Vの電源アダプター	1	1
インフォメーションカウンター (鍵付き予定、1m長x 0.5m幅x 0.75m高)	1	1
折りたたみ椅子	1	1
丸テーブル	1	1
イーgerチェア	2	1
ディスプレイブロック (0.5m長 x 0.5m幅 x 0.75m高)	1	1
壁棚	2	2
ゴミ箱	1	1
スタンド内を照らすアーム付き投光器	1/ブース	1/ブース
スタンド上のバナー用アーム付き投光器	1/ブース	1/ブース

4 出品料・サービス（不課税）

1. 基本パッケージ

※前ページ記載のサービスの一部をご利用にならない場合でも、料金に変更はございません。ご了承ください。

※申込企業数によっては、㎡数等の変更をお願いする可能性がございます。

※製造業DXをテーマとする特設ブースにお申込みいただいた場合は、デジタル化やITとの連携による変革等の観点から製造業DXの関連技術・サービスに該当するかをジェトロにて判断させていただき、該当しない場合は通常ブースをご案内することがございます。

基本パッケージに含まれないもの

- ✓ 基本パッケージ以外のブース装飾、追加レンタル備品、追加電源にかかる経費
- ※火花を発生させる機械（例：レーザー切断機や溶接機）がある場合、追加備品として消火器をお手配いただくが必要がございます。
- ✓ 出品物輸送にかかる経費（保険料含む）
- ✓ 出品物にかかる関税および消費税等
- ✓ 出品者の渡航費および宿泊料
- ✓ ブースアシスタント（通訳含む）の手配およびその費用
- ✓ その他上記1. に定める以外の経費

2. ジェトロ・メンバーズ割引

ジェトロ・メンバーズには、会員特別料金として出品料の10%を割引いたします。但し、以下を条件とします。

- ① 割引料金は会員1口につき年会費70,000円（税抜の会費相当額）を年間割引の上限とします。
- ② 割引は日本国内からジェトロ・メンバーズとして登録された法人・団体名でお申込みいただいた場合に限りです。
- ③ ジェトロにおける「出品申込書・承諾書」受領後に、ジェトロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となります。

まだジェトロ・メンバーズに加入されていない皆さまは、この機会にぜひ入会をご検討ください。

お申込み・詳細はこちらから>>

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

3. 東京都の「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』」

東京都は金融機関と連携した海外展開支援制度を設けています。以下3つの条件を全て満たす場合、この制度のもと、ジェトロの有償サービスを1社あたり最大100万まで無償で利用できるものです。

■条件

1. 東京都内に登記済みの事業所がある
2. 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者様
3. 「東京都中小企業制度融資」の申込予定者（検討者も含む）

■詳細

▽東京都産業労働局 HP

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kaigaitenkai/>

▽ジェトロHP

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html>

※ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

■本支援のお問い合わせ先

ジェトロ東京（Tel：03-3582-4953／mail：knt-tokyo@jetro.go.jp）

4. 中堅・中小企業料金について

中堅・中小企業料金（費用補助）は、中堅企業および中小企業を対象とします。それぞれの定義は次のとおりです。

（１）中小企業者の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

※詳細については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

（２）中堅企業の定義

①中小企業以外

②産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であつて、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社

※なお本事業については、予算の執行条件等について関係省庁と調整中のため、対象者の条件等に変更が生じる可能性があります。

本見本市に国からの補助金を用いて出品する場合、中堅・中小企業の方も出品料は**一般料金**となります。なお、都道府県など地方自治体からの補助金を用いて出品する場合については、中堅・中小企業の方は中堅・中小企業料金が適用されます。

5 | ジャパン・パビリオン出品要件

お申し込みの際し、必ずご確認ください。

1. 日本に実体のある企業等または個人事業主であること。
2. 申込単位は原則1社1小間とします。1社による複数小間の申込もできません。また、1小間を複数社で共有することもできません。自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
3. 出品物が日本国内で生産、または日本企業（個人事業主も含む）の資本・技術により企画もしくは生産された商品であること。
4. 「対象分野」に合致する商品を取り扱う企業で、現地の法令などに合致した商品の提供ができること。
5. 本見本市に国からの補助金を用いて出品する場合、中堅・中小企業の方も出品料は一般料金となります。なお、都道府県など地方自治体からの補助金を用いて出品する場合、中堅・中小企業の方は中堅・中小企業料金が適用されます。
6. 一連の出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面及びメール（mono@jetro.go.jp）にてジェトロにご連絡願います。なお、申込締切日を過ぎてから内容変更をご希望される場合、出品審査に関わるもの等、その内容によっては変更に応じられない場合がございます。予めご了承ください。
7. 本事業における商談には、出品物全ての商談について価格交渉などの権限を持って対応可能な方に参加いただくこと。
8. 会期中の全日程で自社の商談担当者1名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）。
9. 海外販路拡大のため、海外企業との商取引（BtoB）を目的とした商談が主な参加理由であること（市場調査のみが目的の参加は不可）。
10. 事業実施地域（ベトナム）への市場開拓に意欲的で、各種イベントに積極的に参加いただけること。
11. 本見本市への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
12. 出品申し込み時点で出品物が完成していること。
13. 現地に渡航し、会期中の全日程を通じて出品・商談が可能であること（会期中の撤収は不可）。
14. 商談に必要な相応の準備ができること。また、会期後も商談及び輸出に関与できる担当者があること。
15. 英語または現地語で商談ができる社員や関係者がいること、または通訳を自社で用意できること。
16. 独自出展とジャパン・パビリオンへの重複出品を行わないこと。
17. ジェトロが成果把握等のため実施するアンケート(会期中・後)に必ずご協力いただけること。

5 ジャパン・パビリオン出品要件

お申し込みの際し、必ずご確認ください。

18. 出品にかかる規則は、「出品案内書」(本案内書)及び「海外見本市出品要綱」にて定めており、両記載事項を了承していること。(本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。)
 19. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
 20. ジェトロが出品者として適当であると承認すること。
 21. 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得すること。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページを参照ください。
(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)
- また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを条件とします。
(https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html)

6 選考方法

ご提出いただきました「企業・出品物情報」を基に、ジェトロにて審査を行い、出品者の選定を行います。なお、結果の詳細は回答出来かねますので、予めご了承ください。

<必須条件>

- 本見本市への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること
- 調査や研修目的等でなく、商談目的であること
- 会期中の全日程で出品すること（会期中途中で撤収しない）
- 会期中の全日程で自社の商談担当者1名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）
- 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること
- ジェトロが会期中および会期後に実施する商談アンケートやフォローアップアンケート（年2回2年間実施予定）に必ず協力すること

<審査項目> ※「企業・出品物情報」に入力いただく情報を基に審査します。

- 出品目的が明確であるか
- 商談をより効果的に進めるための展示が計画されているか
- 英語または現地語での資料が準備されているか
- 現地市場を目指す理由が明確になっているか
- 販売先等の取引のターゲット像が明確になっているか
- 当該国/地域への販売に必要な日本・現地での規格や認証等を取得しているか

<申込みに当たっての注意事項>

- 本見本市（ジャパン・パビリオンへの出品および独自出展含む）への出品回数の少ない企業や中堅・中小企業を優先採択いたします。
- 申込条件（前述4参照）ならびに別紙の「海外見本市出品要綱」への同意が必要です。
- ご提出いただく「企業・出品物情報」の内容について、ジェトロより電話または訪問にてお話を伺う場合があります。
- 「出品申込書・承諾書」、「企業・出品物情報」の内容に虚偽の記載を行った場合は、申込みを無効とすると同時に、本見本市への出品をお断りします。

<申込みに当たっての注意事項（続き）>

- 独自出展とジャパン・パビリオンへの重複出品は認められません。重複出品が確認された場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。
- 提供いただいた個人情報は、本見本市のためにジェトロが手配する海外コーディネーター等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本見本市の実施についてプレスリリースを行い企業情報、出品物の情報が第三者に公開される場合がございます。
- 自治体・工業会等の団体によるお申し込みをご希望の場合、本案内書の末尾に記載のジェトロ窓口にお問い合わせください。

7 申込方法・スケジュール ※すべて期限内に完了をお願いします。

1. 申込方法

	申込に必要なもの	締切	備考
STEP 1	出品申込 (企業・出品物情報等登録)	2025年4月11日(金) 日本時間 17:00 必着	オンライン登録
STEP 2	出品申込書・承諾書の押印済 写し(PDFスキャン等)		オンライン提出
	会社案内・ 製品概要パンフレット等 (日・英・現地語)		原則オンライン (p15参照)
STEP 3	出品申込書・承諾書の押印済 原本		2部 郵送

【提出先】 日本貿易振興機構（ジェトロ）
 海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班
 担当：山道、野出、小松、吉積
 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 6階
 Tel : 03-3582-4631
 E-mail : mono@jetro.go.jp

※郵送代については各社負担でお願いいたします。

Step 1

出品申込（企業・出品物情報等オンライン登録）

締切 2025年4月11日（金）日本時間 17:00

以下のイベントページより、お客様情報の登録及びお申込み情報をご記入ください。こちらの情報に基づき、出品者選定を行いますので、不備のないよう、できるだけ詳細にご記載ください。

<イベントページ>

<https://www.jetro.go.jp/events/mtavietnam2025>

※留意点※

・上記リンクはログイン後2時間で自動ログアウトしますので別添の申込書にある必要情報をお手元に事前にご準備の上ご入力をお願いします。

上記記入後すぐに、内容確認メールが届きます。

・初回登録時に発行された ID とパスワードを用いてログインし、本見本市のオンライン申込みを行ってください。

Step 2

出品申込書・承諾書（写）及び会社案内・製品概要等提出（オンライン提出）

締切 2025年4月11日（金）日本時間 17:00

1. 出品申込書・承諾書（押印済み）データファイル

Step 1 の後に届く「確認メール」に記載の URL より「出品申込書・承諾書」注1をダウンロード、必要事項をご記入後、2部印刷し代表者印を押印の上、PDF等のデータファイルにて以下リンクよりご提出ください。ジェットロにて内容を確認させていただきます。

※注1「出品申込書・承諾書」を以下のリンクよりご入手の上記入見本を確認しながら記入をお願いします。リンクからの提出が難しい場合は電子メールでジェットロ・販路開拓 (mono@jetro.go.jp) にご送付ください。

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2025/mono/mta/shodakusho.pdf>

2. 企業・出品物概要等パンフレットデータファイル

同じく1. リンクより、会社案内・製品概要等のパンフレットをデータファイルにてオンライン提出をお願いします。電子媒体で提出できない場合、3. 出品申込書・承諾書の原本と共に郵送ください。

Step 3

出品申込書・承諾書の原本郵送

締切 2025年4月11日（金）日本時間 17:00 必着

上記2. ジェットロからの内容確認連絡の後、1. にて押印済みの**原本2部**をご郵送ください。（必ずジェットロから内容確認の連絡を差し上げます。連絡を受けて郵送ください。）

2. 申込み後の流れ

※ 皆様にStep1,2および2の手続きを済ませていただいた後のスケジュールは次のとおりです。Step4および5については、事情によりご連絡が数日遅れる場合もございます。ご了承ください。

Step 4 審査結果の通知 2025年4月下旬～5月上旬（予定）

審査結果（押印済み承諾書のPDF）をメールにて、ご担当者宛にご連絡します。

Step 5 出品申込書・承諾書の返送及び請求書の送付 2025年5月上旬（予定）

採択された出品者に対して、ジェットロ押印済みの「出品申込書・承諾書」1部を返送し、請求書を同封します。

Step 6 出品料お振込み 期日: 2025年5月28日（水）

請求書記載の支払い期日までに出品料をお振込みください。

- 出品料の振込みに要するすべての手数料は出品者のご負担となります。
- 出品料またはその一部が期日までに未納の場合、出品はできません。必ず、請求書記載の期日までに出品料全額をお支払いください。
- 採択された出品者には、ジェットロが承諾の意思表示をした押印済みの承諾書（PDF）を郵送前にメールで発信します。ジェットロが同メールを発信した時点で、出品契約が成立するとともに、貴社にキャンセル料の支払い義務が発生します。キャンセル規定については、次ページの[7.キャンセル規程](#)をご確認ください。

Step 7 出品者説明会(オンラインを予定) 2025年5月中旬～下旬（予定）

出品者マニュアルの配布やブース位置、現地の最新市場情報やその他諸注意などをご案内する出品者説明会を開催します。全出品者、参加必須とさせていただきます。

8 キャンセル規程

審査後採択された場合は、ジェットロが公印を押した出品申込書・承諾書を1通返送いたします。また、郵送前に、承諾の意思表示をした押印済みの承諾書（PDF）をジェットロがメールで発信します。ジェットロが同メールを発信した時点で、出品契約が成立するとともに、貴社にキャンセル料の支払い義務が発生します。

キャンセル受付日	キャンセル料
ジェットロからの採択通知メール送付前	なし
ジェットロからの採択通知メール送付後	出品料の100%

- キャンセル料の支払いには、ジェットロ・メンバーズ割引を適用できません。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
- 何らかの払い戻しが生じた際、その払い戻しにかかる一切の手数料は出品者様の負担となります。

9 その他注意事項

- 現地への展示品の輸送、見本市会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。
- ブース装飾等、今後の準備の詳細については出品者に「出品者マニュアル」にて別途ご案内します。
- 出品物の展示・陳列は出品者に行っていただきますが、出品物の展示方法について、ジェット口の指示に基づいて修正いただく場合もあります。
- 小間位置は、小間数、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェット口が決定します。同業者の小間が隣接する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 現地治安情勢等により、ジェット口の判断で事業実施を見合わせることもあることを予めご了承ください。
- 本展示会では、ブースアシスタントオプションの用意はございませんこと、予めご了承ください。ベトナムはビジネスでは、ローカル言語が使用されることも多いため、採択後、通訳やブースアシスタントのお手配を希望される企業様には、ジェット口より通訳のリストをお送りさせていただきますので、各社にてご契約・お手配をお願いいたします。

10 (参考) その他ジェトロサービスのご案内

Japan Street

Japan Streetはジェトロ招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。

～ご登録のメリット～

1. ジェトロが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
2. ご登録から商談日程調整まで、ジェトロによる無料のサポートを受けることができます。
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはジェトロが代行いたします。

* 詳細・登録はこちら

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

新規輸出1万人者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

貿易実務オンライン講座

※有料講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

10 (参考) その他ジェトロサービスのご案内

育成塾

「中小企業海外ビジネス人材育成塾」は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や商談準備に課題を感じている方を対象にした無料研修です。研修では、主に海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。2024年度の実施プログラムの内容、各コースの詳細については、以下ページをご参照ください。

※対象者：輸出を行っている、あるいは行う予定のある中小企業の海外事業担当者
<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku/>

2025年度のプログラムご参加を希望される場合は以下担当窓口までご連絡ください。

■お問い合わせ窓口■
 ジェトロ海外ビジネス人材育成課
 Tel: 03-3582-8355
 E-mail: ikusei@jetro.go.jp

メールマガジン : JETRO Vietnam Newsletter

*ご登録はこちら

ジェトロ・ハノイ事務所では、メールマガジン「JETRO Vietnam Newsletter」を月1~2回配信しています。現地日系企業に向けた情報を中心に、ベトナム全国におけるセミナー・展示会などのイベント情報、経済動向や各種制度情報をお届けします。



中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置し、中小企業の皆様の海外ビジネス展開に関する様々なご相談対応・課題解決に向けた支援サービスを提供しています。各プラットフォームには、現地での知見、地場企業、地元政府当局等とのネットワークに強みを持つ現地在住のコーディネーターを配置し、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題・悩みに関するご相談に対応します。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。ホーチミン事務所・ハノイ事務所の詳細カバーエリアは各拠点ページをご参照ください。

*ホーチミン事務所

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/vn_hochiminh/platform.html

*ハノイ事務所

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/vn_hanoi/platform.html

11 お問い合わせ・書類郵送先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班
担当：山道、野出、小松、吉積
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 6階
Tel：03-3582-4631
E-mail：mono@jetro.go.jp

機械分野の展示会やセミナー等の情報をお届けするメールマガジン

ものづくりを世界へ ～ジェトロ機械・ハイテク産業関連情報～

ものづくりを世界へ ジェトロ機械 [検索](#)

